

※重要※ 大阪府歯科医師会にご入会の全会員診療所が対象です。

大阪市に在住の後期高齢者医療制度の被保険者の方で通院による
歯科健診の受診が困難な方を対象に、**訪問歯科健康診査事業が令和
元年 11 月 1 日より開始されます。**（長期入院中、施設入所中の方等を除く）

平素は会務運営に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、大阪府歯科医師会より「大阪市後期高齢者医療訪問歯科健康診査事業」が本年
11 月 1 日より開始される旨、通知がございました。詳細は以下のとおりです。

本事業について、大阪府歯科医師会または当会事務局よりご依頼をさせていただきました
際には、何卒ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

【事業内容】

大阪市に在住する大阪府後期高齢者医療広域連合が行う歯科健康診査の対象者で、通院
による歯科健診の受診が困難な方に対し、歯科医師・歯科衛生士の訪問による歯科健診・
指導を実施する。

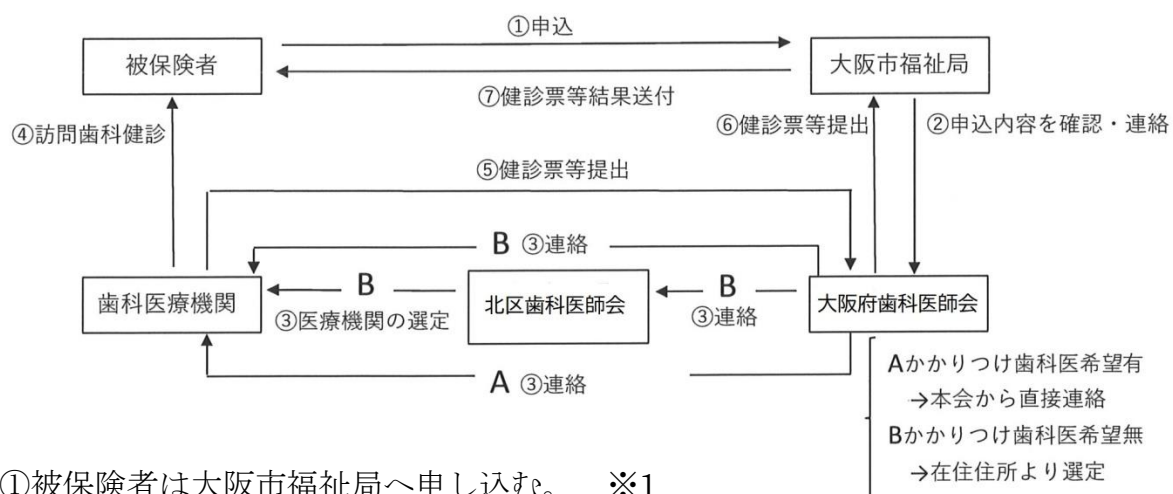
＜対象者＞通院困難な被保険者

在宅治療を受けているが、口腔機能の健診が必要と判断された被保険者
（現在歯科医院にて治療中の人、通院可能な人は対象外）

【実施期間】

令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ※但し大阪市内で計 100 件が完了次第終了。

【事業実施の流れ】



＜A かかりつけ歯科医の希望があり、府歯会員診療所であった場合＞

③府歯より会員診療所へ直接連絡し、被保険者の情報提供・申込書、問診記録票、健康診査票、結果報告書、経費請求書の 5 点が送付されるので、情報を元に被保険者へ連絡、訪問日を決定する。 ※2

＜B かかりつけ歯科医の希望がない場合＞

③府歯より被保険者の在住住所より地区歯科医師会（北区歯科医師会）へ連絡が入り、地区歯科医師会が選定する。地区で選定された歯科医療機関に府歯から被保険者の情報提供・申込書、問診記録票、健康診査票、結果報告書、経費請求書の 5 点を送付されるので、情報を元に被保険者へ連絡、訪問日を決定する。 ※2

④歯科医師・歯科衛生士が訪問歯科健診を実施する ※3、※4

⑤訪問歯科健診を実施、府歯から送られて来た書類（情報提供・申込書、問診記録表、健康診査票、結果報告書、経費請求書）を府歯学術地域保健課へ提出する。 ※5

⑥府歯は歯科医療機関から提出された 1 ヶ月分の情報提供・申込書、問診記録表、健康診査票、結果報告書、経費請求書を取りまとめて大阪市福祉局へ提出する。

⑦大阪府福祉局から受診者へ健診結果を送付する。 ※6

※1 各診療所から対象者へ本事業の周知を行っていただく必要はありません。会員診療所へは必ず、大阪府歯科医師会または当会より、健診をご希望で書類をお揃えいただいた状態での対象者をご紹介します。

※2 患者様と連絡がつかない場合は、府歯学術地域保健課までご相談ください。

※3 健診の際は歯科衛生士の帯同が必須となります。歯科医師 1 名で健診を行った場合は受理されませんので、ご注意ください。

※4 健診日と同日の治療は不可です。翌日以降に治療を行ってください。

※5 本健診は月末締め、毎月 10 日請求（書類提出）締切となります。

※6 健診を行った歯科医療機関にもコピーが送付されます。

【訪問歯科健康診査料】

（1 件あたり） 19,860 円（税込）

〔	歯科医師	14,040 円（税込）
	歯科衛生士	5,820 円（税込）
〕		

※銀行振込の際、振込手数料を差し引きます。（銀行により異なります）

※3 月 31 日までの実施分は 4 月 10 日が請求期限です。請求期限を過ぎますと健診料のお支払いができませんので、年度末の請求はご注意ください。

【お問合せおよび請求先（⑤の送付先）】

大阪府歯科医師会 学術地域保健課

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-3-27 ☎06-6772-8885